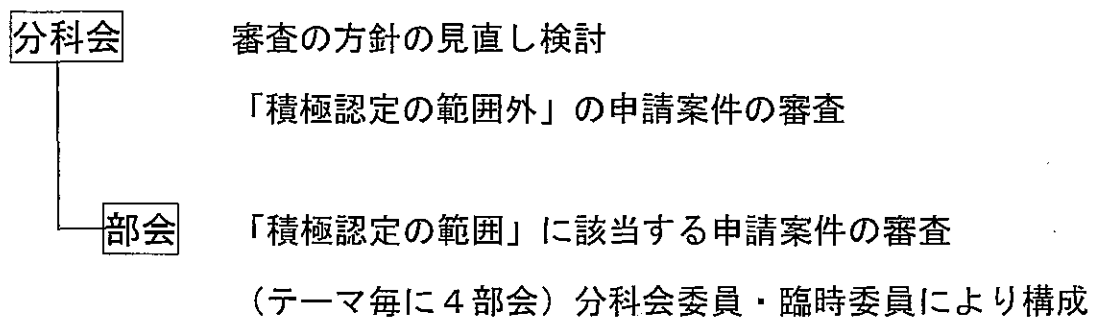


原爆症認定審査の体制について（案）

○ 趣旨

原爆症認定については、分科会において月1回の審査を行ってきたが、迅速な原爆症認定を進めるため、分科会の下に4つの部会を置き、以下のような審査体制とする。



○ 事務局による申請案件処理

これまでの分科会の審査に照らし、概ね原爆症の認定を受けることができると考えられるもの（原因確率 10%以上）については、審査の迅速性の観点から原則分科会・部会に諮ることなく認定処理を行う。

☆ 部会の認定体制の見直しにあたり、新規に臨時委員を追加
(被爆者の診療に関わってきた医師、法律の専門家など)